

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	母子保健法に基づく健診・指導等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木津川市は、母子保健法に基づく健診・指導等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報保護ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府木津川市長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に基づく健診・指導等に関する事務
②事務の概要	木津川市は、母子保健法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 母子保健法に基づく健診・指導等に関する以下の事務 ①保健指導 ②新生児の訪問指導、健康診査 ③妊娠届・母子健康手帳の交付 ④妊産婦の訪問指導 ⑤低体重児の届出・訪問指導 ⑥未熟児養育医療の支給及び自己負担金の徴収
③システムの名称	健康管理システム（健康かるて） 番号連携サーバー、中間サーバー 京都府・市町村共同電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
妊娠届情報ファイル 乳幼児健診情報ファイル 乳児訪問情報ファイル 妊婦・母親訪問電話相談情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 69の2及び70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第38条の3及び第39条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 26、56の2、69の2及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第30条、第38条の3及び第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 こども未来課 こども家庭支援室
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	木津川市 総務部 総務課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	木津川市 健康福祉部 こども未来課 こども家庭支援室 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1204

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I-5-① 部署	保健福祉部 健康推進課	健康福祉部 健康推進課	事後	
平成29年2月28日	I-5-② 所属長	健康推進課長 大溝 健俊	健康推進課長	事後	
平成29年2月28日	I-8 連絡先	木津川市 保健福祉部 健康推進課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番 地9 電話0774-75-1219	木津川市 健康福祉部 健康推進課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番 地9 電話0774-75-1219	事後	
平成29年5月29日	I-1-③ システムの概要	健康管理システム(健康かるて) 番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム(健康かるて) 番号連携サーバー、中間サーバー 京都府・市町村共同電子申請システム	事前	
平成31年2月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の49項	番号法第9条第1項及び別表第一 49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第40条	事後	
平成31年2月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 【情報照会の根拠】 70の項 【情報提供の根拠】 26、56の2、87の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第39条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 26、56の2及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第19条、第30条及び第44条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月3日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第39条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 26、56の2及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第30条及び第44条</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 69の2及び70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第38条の2及び第39条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 26、56の2、69の2及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第30条、第38条の2及び第44条</p>	事後	
令和2年2月3日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和元年12月24日 時点	事後	5年経過前の再実施
令和2年2月3日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和元年12月24日 時点	事後	5年経過前の再実施
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 69の2及び70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第38条の2及び第39条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 26、56の2、69の2及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第30条、第38条の2及び第44条</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 69の2及び70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第38条の2及び第39条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 26、56の2、69の2及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第30条、第38条の2及び第44条</p>	事前	令和3年9月1日に施行される番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 69の2及び70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第38条の2及び第39条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 26、56の2、69の2及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第30条、第38条の2及び第44条</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 69の2及び70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第38条の3及び第39条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 26、56の2、69の2及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第30条、第38条の3及び第44条</p>	事後	
令和6年4月1日	I-5-① 部署	健康福祉部 健康推進課	健康福祉部 こども未来課 こども家庭支援室	事後	
令和6年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	健康推進課長	こども未来課長	事後	
令和6年4月1日	I-8 連絡先	木津川市 健康福祉部 健康推進課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1219	木津川市 健康福祉部 こども未来課 こども家庭支援室 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1204	事後	
令和6年4月1日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	